

雇用類似の働き方に関する現状と課題

平成31年 4 月
厚生労働省雇用環境・均等局

JILPT「独立自営業者の就業実態と意識に関する調査(ウェブ調査)」 (速報)

概要

(1) 調査対象

・スクリーニング調査

調査会社が保有する調査登録モニターのうち、15歳以上の男女1,152,427人（学生で登録している者を除く）に調査協力依頼のメール配信

※上記のうち、スクリーニング調査において、個人商店主、雇用主、農林業従事者、2017年1月から12月までの1年間で、独立自営業者（自営業・フリーランス・個人事業主・クラウドワーカーの総称）の仕事で収入を得ていなかった人を除いている。

・本調査

スクリーニング調査をクリアした調査登録モニターが回答。

※専業自営業者、兼業自営業者4,000名ずつの回収を目標とし、最低でも専業自営業者、兼業自営業者3,000名ずつ確保することとした。

(2) 調査時期

・スクリーニング調査

平成29年12月15日（金）～平成29年12月26日（火）

・本調査

平成29年12月15日（金）～平成29年12月26日（火）

(3) 調査手法

インターネットリサーチ（モニター調査）

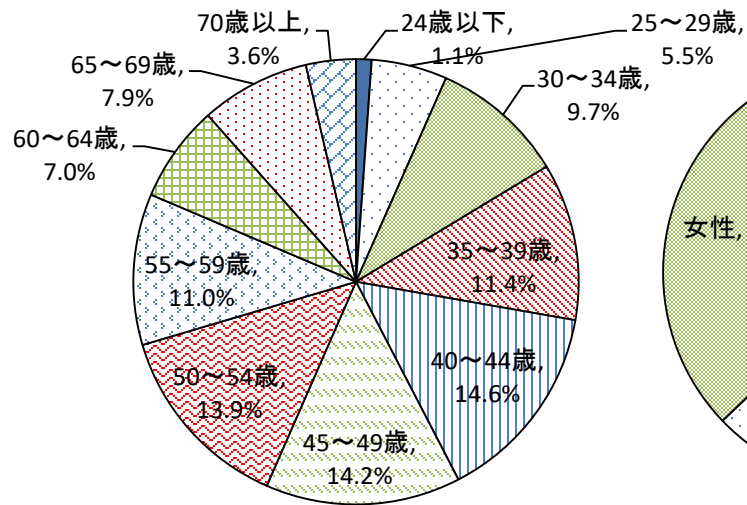
(4) 回収状況

有効回収数：8,256件

本調査における独立自営業者について

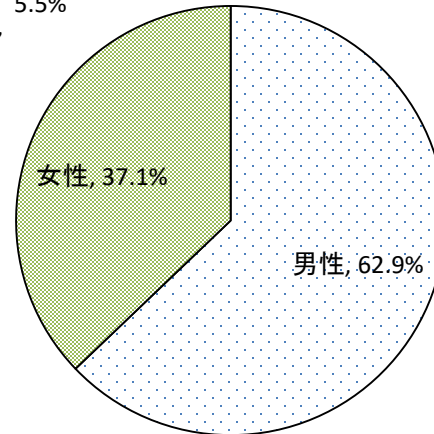
- 年齢は幅広く、40代が比較的多い。
- 性別は男性が6割強、女性が4割弱と、男性の方が多い。
- 専業が約半数。兼業の中では、独立自営業者の仕事を副業としている者の方が多い。

年齢



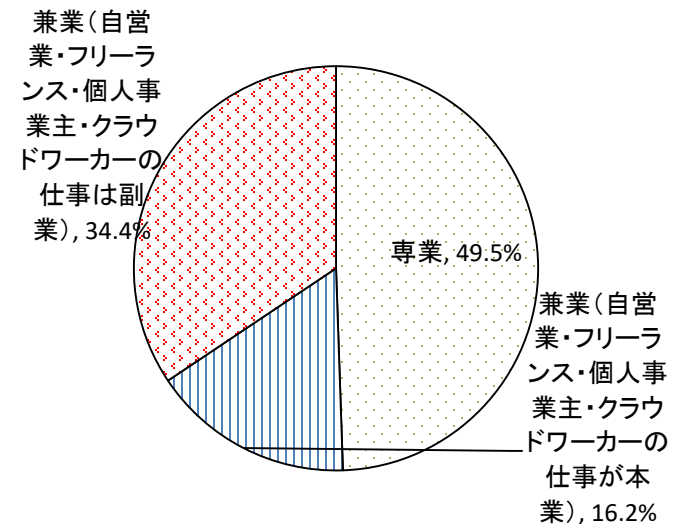
(N=8,256)

性別



(N=8,256)

専業・兼業



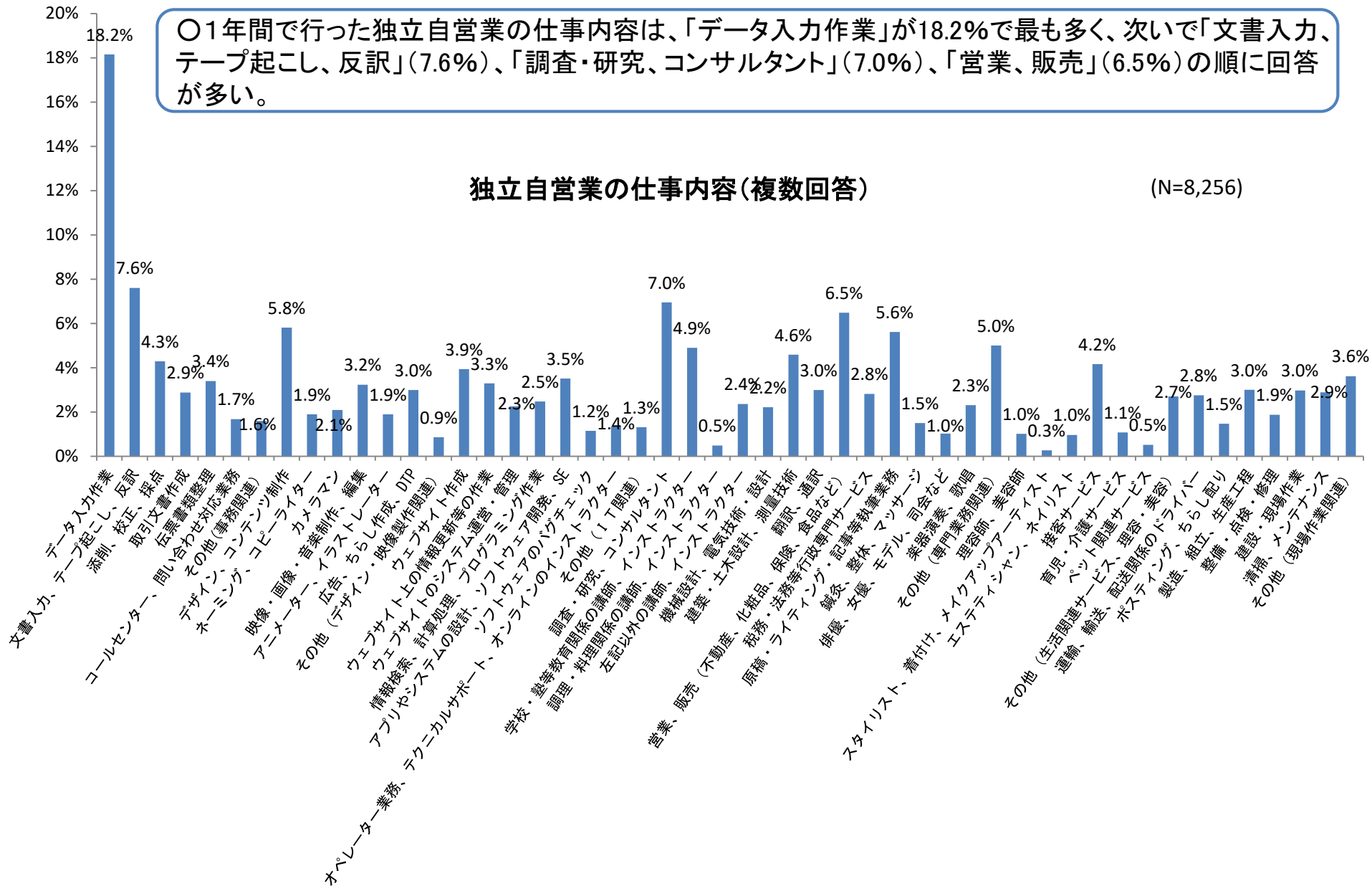
(N=8,256)

仕事内容について①

○1年間で行った独立自営業の仕事内容は、「データ入力作業」が18.2%で最も多く、次いで「文書入力、テープ起こし、反訳」(7.6%)、「調査・研究、コンサルタント」(7.0%)、「営業、販売」(6.5%)の順に回答が多い。

独立自営業の仕事内容(複数回答)

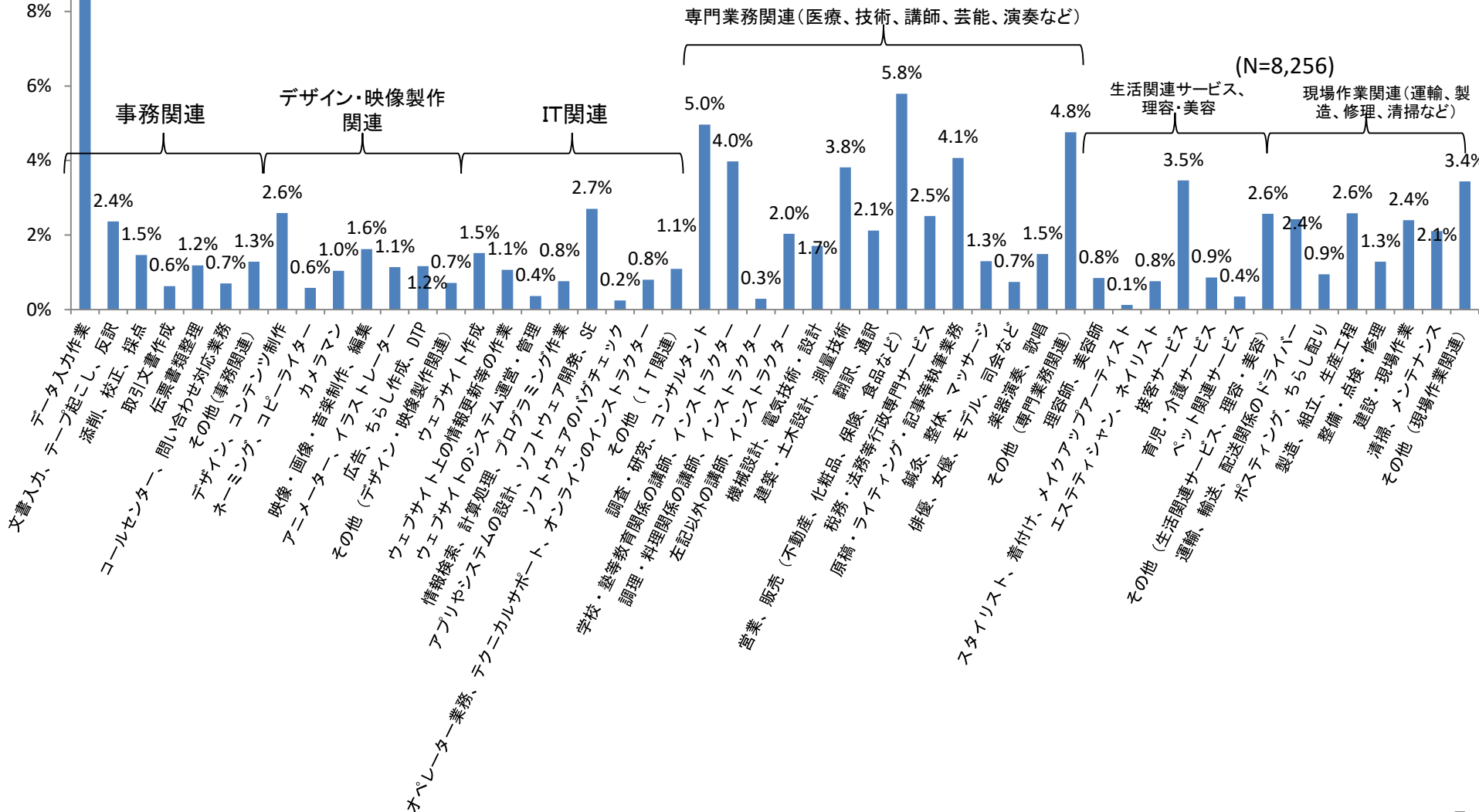
(N=8,256)



仕事内容について②

○1年間に行った独立自営業の仕事内容のうち、最も多く行ったものは、「データ入力作業」が11.3%で最も多く、次いで「営業、販売」(5.8%)、「調査・研究、コンサルタント」(5.0%)の順に回答が多い。

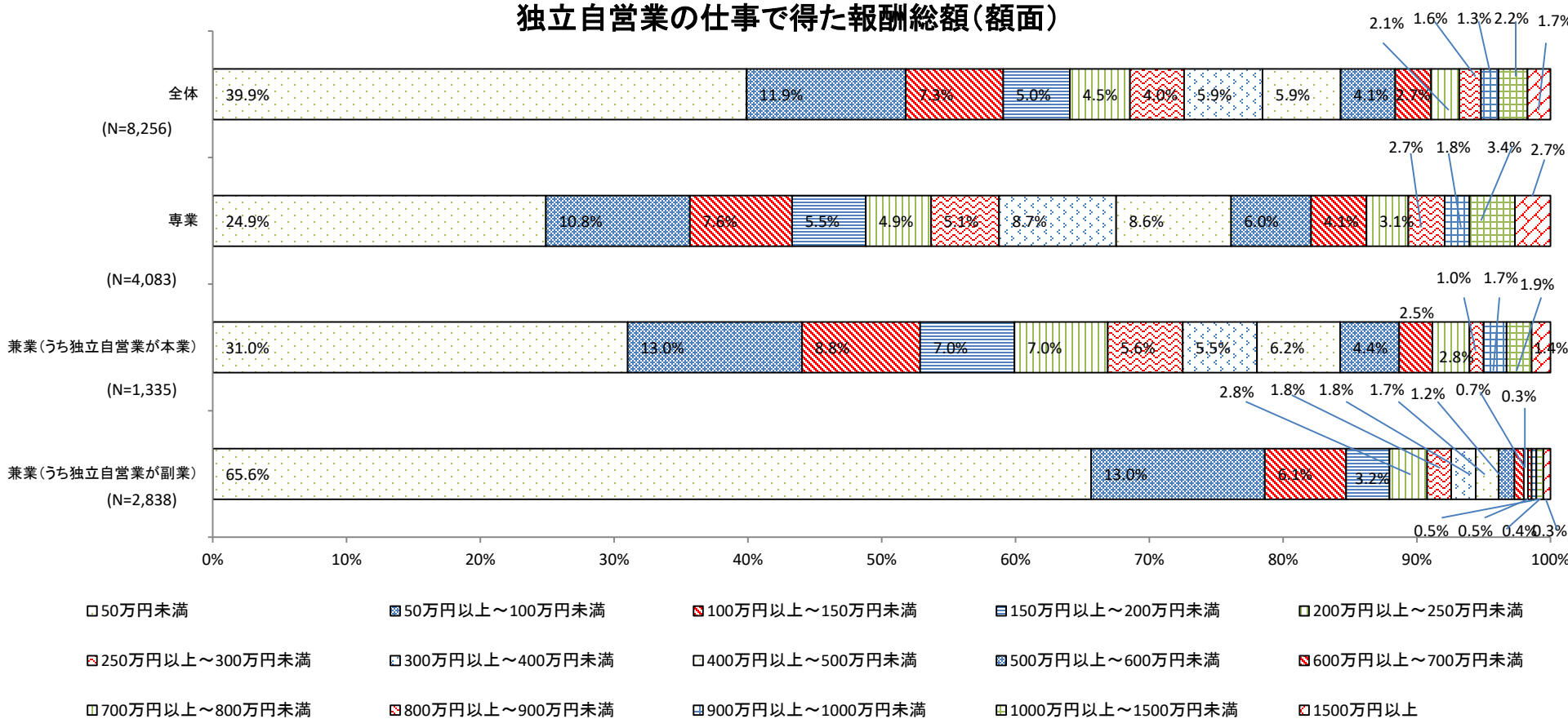
最も多く行った独立自営業の仕事内容



報酬総額について①

- 1年間に独立自営業の仕事で得た報酬総額については、「50万円未満」が最も多いが、特に、兼業（うち、独立自営業が副業）は65.6%と高い割合となっている。
- 独立自営業の仕事が専業である者の中でみると、全体と比べて「50万円未満」の割合が低い一方で、「300万円以上400万円未満」から「1500万円以上」までの割合が比較的高くなっている。

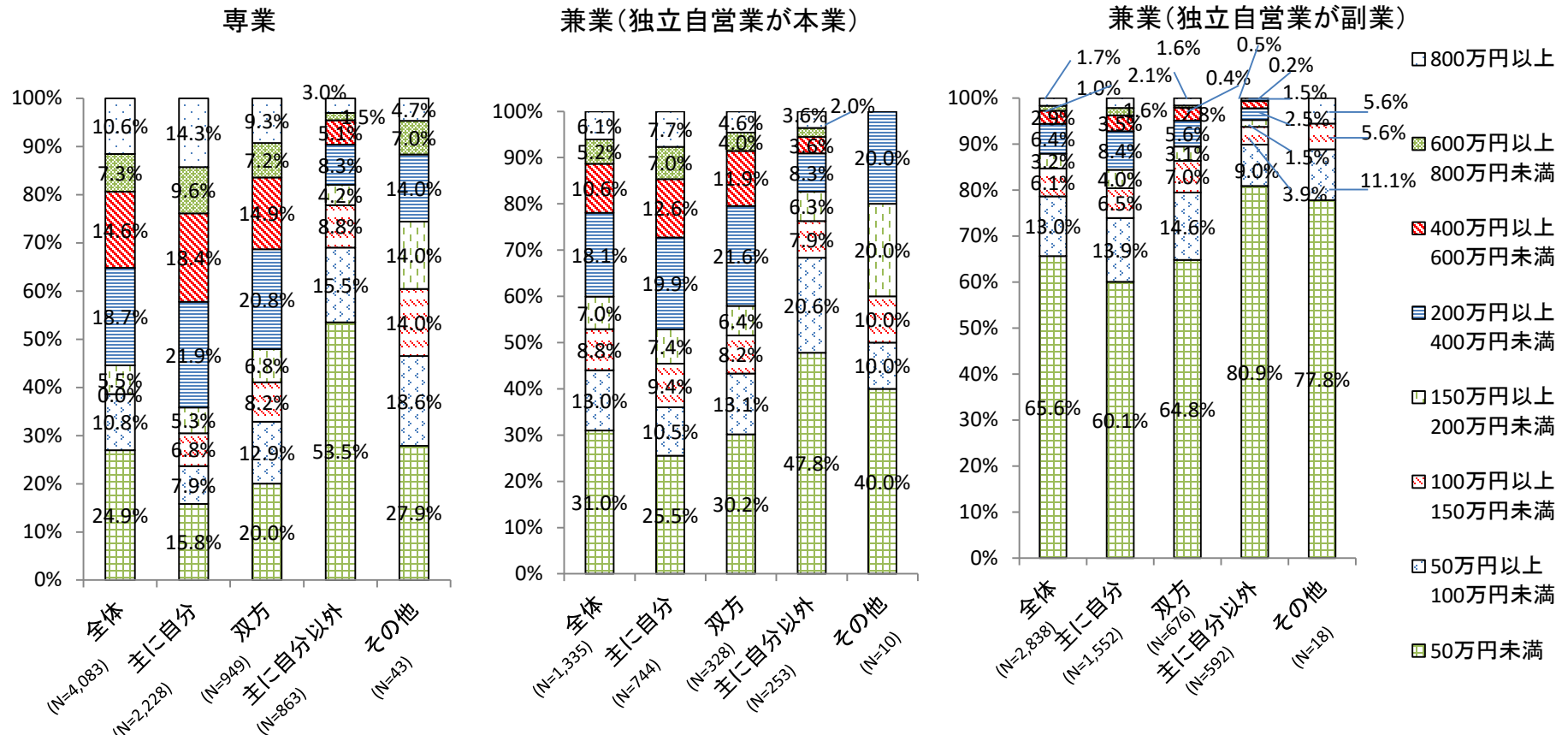
独立自営業の仕事で得た報酬総額（額面）



報酬総額について②

○独立自営業の仕事が専業である者の中で、生活上の主な家計維持者が主に自分、自分と配偶者・パートナー双方の場合、特に「50万円未満」との回答割合が全体と比べて低い。

(主たる生計維持者別)



※生活上の主な家計維持者について、「主に自分の収入で生活している」と回答した者が「主に自分」、「自分と配偶者・パートナー双方の収入で生活している」と回答した者が「双方」、「主に配偶者・パートナーの収入で生活している」、「主に親・子どもの収入で生活している」と回答した者が「主に自分以外」としている。

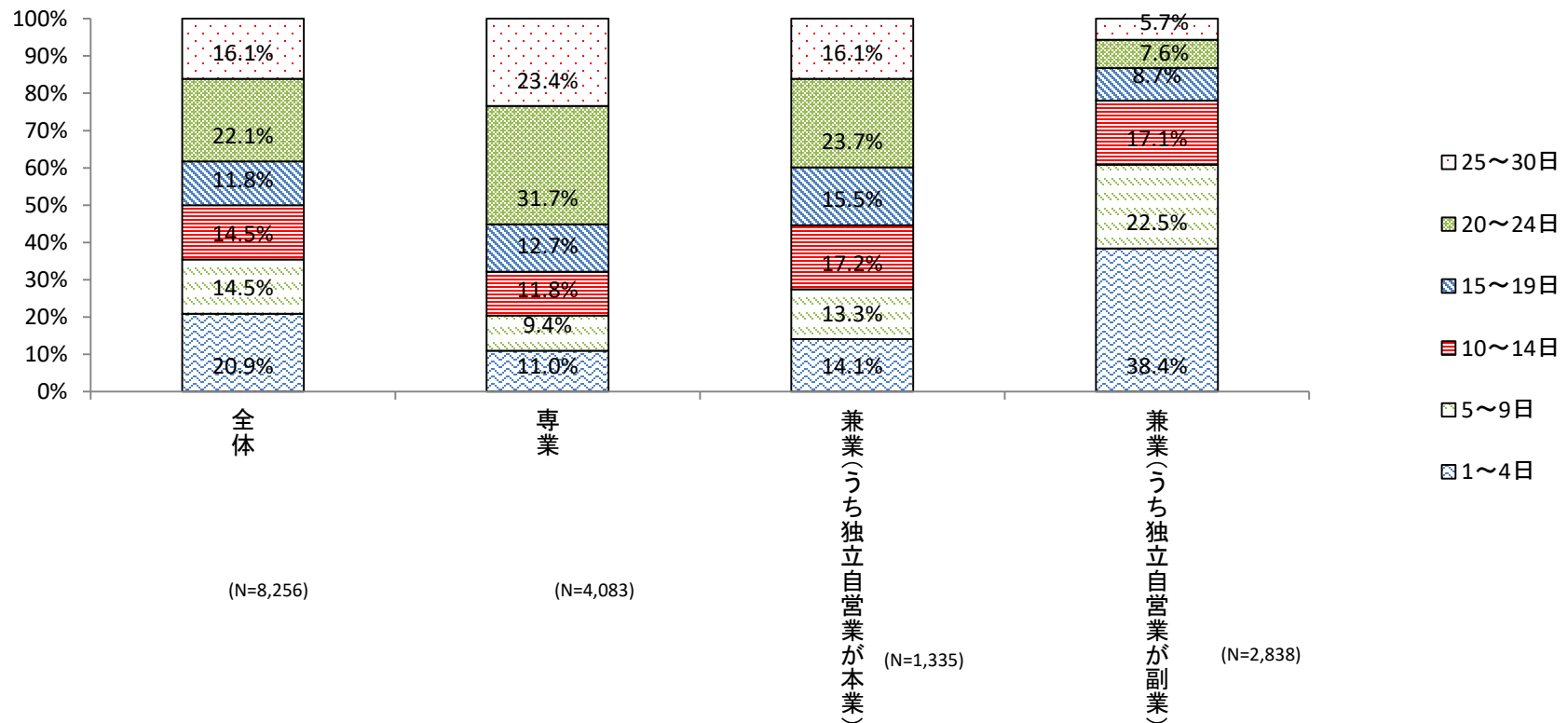
仕事に携わった日数について

○独立自営業の仕事に携わった1か月当たりの平均日数は、全体で見ると、20～24日の割合が比較的高い。

○独立自営業の仕事が専業である者の中でみると、全体と比べて、短い日数の回答の割合が低く、長い日数の回答の割合が高い。

一方、独立時営業の仕事が兼業（うち、独立自営業の仕事が副業）である者の中でみると、全体と比べて、短い日数の回答の割合が高く、長い日数の割合が低い。

独立自営業の仕事に携わった1か月当たりの平均日数



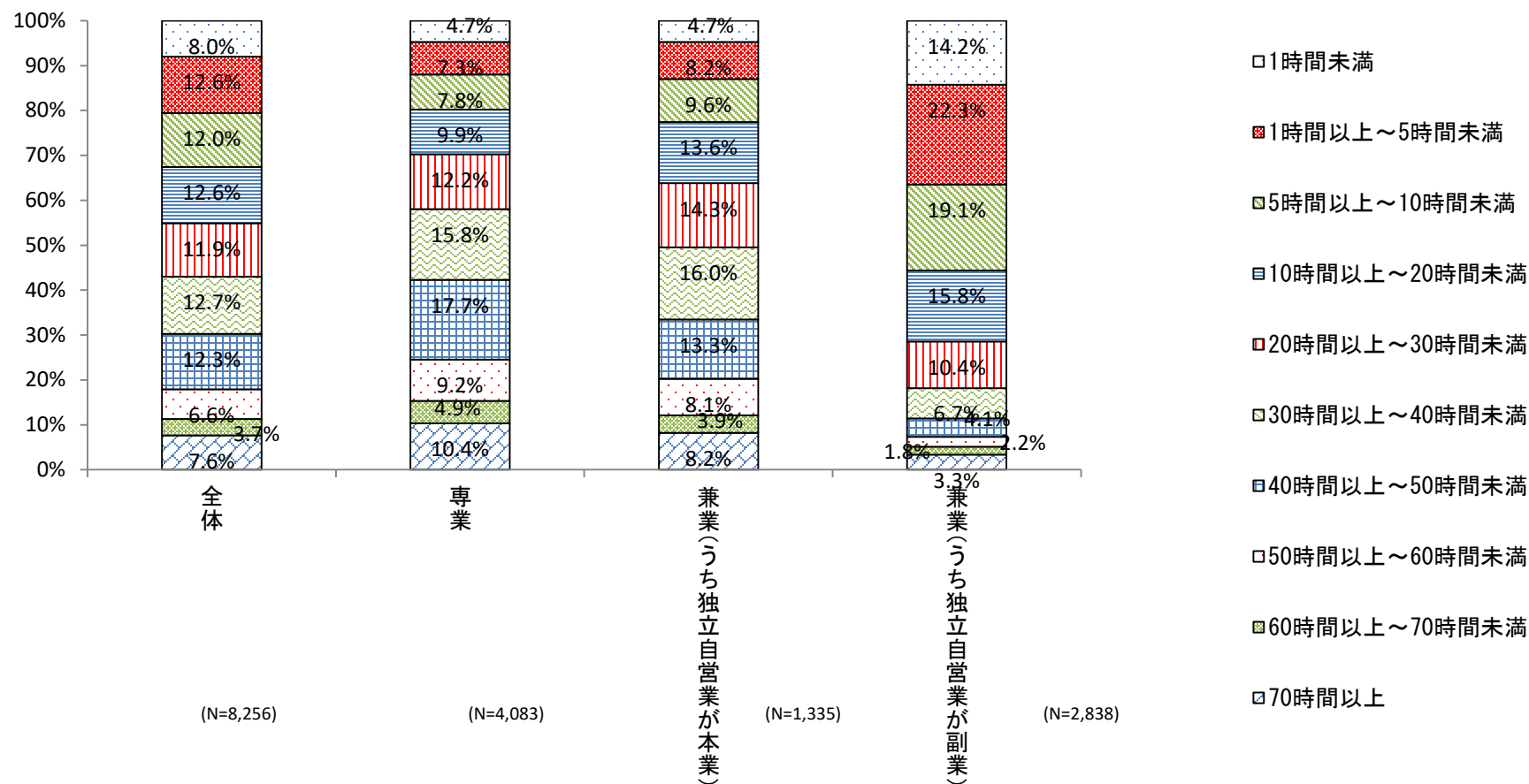
※ここでの平均日数は、2017年に、1か月あたり平均何日くらい独立自営業の仕事に携わったかを聞いたもの。

（出所）JILPT「独立自営業者の就業実態と意識に関する調査（ウェブ調査）」をもとに雇用環境・均等局作成

仕事に携わった時間について

- 独立自営業の仕事に携わった1週間当たりの平均時間は、全体でみると、「30時間以上～40時間未満」が12.7%と最も多く、次いで「10時間以上～20時間未満」が12.6%。
- 専業・兼業ごとにみると、専業は「40時間以上～50時間未満」が最も多く(17.7%)、兼業(うち独立自営業が副業)は「1時間未満」(14.2%)、「1時間以上～5時間未満」(22.3%)、「5時間以上～10時間未満」(19.1%)と、比較的短時間の割合が全体と比べて高くなっている。

独立自営業の仕事に携わった1週間当たりの時間



※ここでの平均時間は、2017年で、1週間あたり平均何時間くらい独立自営業の仕事に携わったかを聞いたもの。

(出所) JILPT「独立自営業者の就業実態と意識に関する調査(ウェブ調査)」をもとに雇用環境・均等局作成

「雇用類似の働き方に関する検討会」 概要

趣旨

- 雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、その働き方について順次実態を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する必要がある。
- このため、まずは雇用類似の働き方に関する実態等を把握・分析し、課題整理を行う必要がある。

委員構成

芦野 訓和（東洋大学法学部教授）	土田 和博（早稲田大学法学学術院教授）
飯田 泰之（明治大学政治経済学部准教授）	宮田 志保（特定非営利活動法人フラウネッツ理事長）
小畑 史子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）	村田 弘美（リクルートワークス研究所グローバルセンター長）
◎鎌田 耕一（東洋大学法学部教授）	湯田 健一郎（一般社団法人クラウドソーシング協会事務局長）
川田 琢之（筑波大学ビジネスサイエンス系教授）	※ ◎は座長

開催経過

第1回（平成29年10月24日）

- ・雇用類似の働き方を巡る現状等について
- （1）雇用類似の働き方を巡る現状について
- （2）今後の進め方等について

第3回（平成30年3月9日）

- ・各国の雇用類似に関する情勢等についてのヒアリング
- ・クラウドソーシングに関するヒアリング
- ・「独立自営業者の就業実態と意識に関する調査（ウェブ調査）」（速報）報告
- ・意見交換

第2回（平成30年1月24日）

- ・関係者からのヒアリング

第4回（平成30年3月26日）

- ・報告書（案）について

「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書（概要）

検討の経緯等

- 近年、個人の働き方が多様化し、雇用関係によらない働き方も注目されている。「働き方改革実行計画」でも、雇用類似の働き方の保護等の在り方について中長期的に検討することとされている。
- 「雇用」と「自営」の中間的な働き方をする者について十分に実態が把握できているとはいえない状況であり、「雇用類似の働き方」が何かも含め、実態や課題の整理が必要。

本検討会で把握した実態

- 本検討会では、雇用類似の働き方に関して、
 - ・ 4 団体（協同組合日本俳優連合、全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、出版ネッツ、フリーランス協会）及び 1 人の就業者（フリーランスのテレビディレクター）からヒアリング
 - ・ JILPT「独立自営業者の就業実態と意識に関する調査（ウェブ調査）」（速報）
 - ・ 厚生労働省が行ったヒアリング結果等を基に、その働き方の実態について整理。
- 海外の最近の動きについても、ヒアリング等を実施。

雇用類似の働き方に関する保護等の在り方及び今後の検討課題等

- 今後、雇用類似の働き方について、事業者間取引としてのみとらえるか、労働者に準じるものとしてとらえるかといった点について、更に議論を深めていくことが必要。
- その際、安心・納得して働くことができるようにし、働く人にとっても経済社会全体の付加価値の源泉としても望まれる働き方となるようにするためにはどうしたらよいかという観点から、「雇用類似の働き方の者」や保護の内容をどのように考えるかといった点も並行しつつ、精力的に議論を進めることが求められる。
- 保護する必要があるとすれば、ガイドラインの策定、労働者性の範囲の解釈の拡大や労働者概念の再定義、労働関係法令等の保護を拡張して与える制度を用意等の様々な方法が考えられるが、保護の必要性について検討する中で議論すべき。

(1) 「雇用類似の働き方の者」について

- 発注者から仕事の委託を受けるなどして主として個人で役務の提供を行い、その対償として報酬を受ける者を対象としてはどうかとの意見。
- しかし、情報の質及び量の格差や交渉力の格差があること、発注者から委託を受けた仕事から得る報酬が生活の糧となることから、契約内容が一方的に決定されてワーカーにとって不本意な契約となったり、契約内容が一方的に変更されてもそれを許容してしまう状況もあると考えられることを踏まえると、上記の者の中でも、さらに、このような不本意な契約を受け入れざるを得ない状態（これを経済的従属性と呼ぶことも考えられる）である者について「雇用類似の働き方の者」とする視点が考えられる。
 - ※ 請負契約等と称していても、発注者との関係において使用従属性がある場合は、労働基準法上の労働者に該当し、労働者として労働関係法令等の対象となることに留意。
- 雇用関係によらない働き方の者について様々な課題が考えられる中、その課題に対応する保護の内容によって、対象者の具体的な要件が必ずしも同一になるとは限らない。
- 本検討会では雇用関係によらない働き方の一部について把握したに過ぎず、現時点で、「雇用類似の働き方の者」について画一的に定義することは困難。保護の必要性も含め、保護の内容とともに、引き続き、実態把握をしつつ、分析をしていくことが必要。

(2) 検討会で挙げられた保護の内容等

- 把握したワーカーの問題意識等を、以下のように課題等として整理。これらに対する労働政策に関する方策について、その必要性も含め、今後検討を進めていくことが考えられる。
 - 保護の必要性を検討するに当たっては、経済法（独占禁止法、下請法）との関係にも留意が必要。
- | | |
|----------------------------------|--|
| ● 契約条件の明示 | ● 発注者からのセクシュアルハラスメント等の防止 |
| ● 契約内容の決定・変更・終了のルールの特明確化、契約の履行確保 | ● 仕事の原因で負傷し又は疾病にかかった場合、仕事が打ち切られた場合等の支援 |
| ● 報酬額の適正化 | ● 紛争が生じた際の相談窓口等 |
| ● スキルアップやキャリアアップ | ● その他（マッチング支援、社会保障等） |
| ● 出産、育児、介護等との両立 | |

(3) 把握すべき事項

- 雇用関係によらない働き方について、就業状況別や発注者との関係性、専業兼業の状況、このような働き方の経験年数や選択した理由等も含め、更に細分化して実態を見ていく必要性を指摘。
- 雇用類似の働き方の者の数の推計を含め、雇用類似の働き方の者の全体像の把握についても検討が必要。
- シェアリングエコノミーの分野についても、更なる実態把握と検討が必要。
- 諸外国の制度の詳細や運用等について調査、把握が必要。

ヒアリング項目： 中高年女性の就業ニーズの実現

担当府省：厚生労働省

第4次男女共同参画基本計画における記載箇所		—
女性活躍加速のための重点方針2018との関連	通し番号	108
	記載箇所	P13 II あらゆる分野における女性の活躍 1. 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進 (5) 高齢女性の就業ニーズの実現
女性活躍加速のための重点方針2017との関連	通し番号	—
	記載箇所	—
女性活躍加速のための重点方針2016との関連	通し番号	—
	記載箇所	—
女性活躍加速のための重点方針2015との関連	通し番号	—
	記載箇所	—